

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	社会参加促進事業						担当部	健康福祉部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	地域福祉課			
	事業期間	平成18年度			～	平成30年度以降		担当係	障がい福祉係		
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		9 障がい者(児)福祉		2 自立に向けた就労・社会参加を支援します				
		副目的									
	予算区分	款	3	項	1	目	2	大	5	中	5
	根拠法令・個別計画	障害者総合支援法、小牧市障害者雇用奨励金支給要綱 等									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	障害者の自立と社会参加を促進し、障害者自身が社会の一員である確かな実感が得ることができるよう障害者を雇用する事業主に対し、奨励金を支給するなどにより、障がい者の自立の促進を図る。									
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者スポーツレクリエーションの集いの開催を社会福祉協議会に委託した。</li> <li>市独自の制度として市内の障がい者を常時雇用している事業者に対し交付金を交付した。</li> <li>重度身体障がい者が就労等に伴い、自家用車を改造する経費の一部を助成した。</li> </ul> <p>◆25年度直接経費の内訳</p> <p>障害者福祉推進事業委託料(545千円) 障害者雇用促進奨励交付金(16,110千円) 扶助費(400千円)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳</p> <p>障害者福祉推進事業委託料(600千円) 障害者雇用促進奨励交付金(22,920千円) 扶助費(400千円)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	17,690	19,582	17,055	23,920	
		正職員	従事者数	人	0.30	0.30	0.30	0.30
			人件費	千円	1,578	1,578	1,578	1,578
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	19,268	21,160	18,633	25,498	
	対前年比	%		109.8	88.0	136.8		
財源	一般財源	千円	18,992	20,949	18,465	25,198		
	国・県支出金	千円	276	211	168	300		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	障害者スポーツリクリエーション参加者数	人	目標	—	—	—
実績				507	473	546	
就労支援奨励金対象者数(23年度で廃止)		人	目標	—	—	—	—
			実績	9			
雇用促進奨励金対象者数		人	目標	—	—	—	—
			実績	56	59	55	
成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26	
雇用促進奨励金を利用している企業等数	社(団体)	目標	—	—	—	—	
		実績	33	34	32		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成25年度の達成状況	小牧市社会福祉協議会へ障がい者スポーツ・レクリエーションの集いを委託開催することで、社会参加の機会を提供できた。また、市独自の制度である雇用促進奨励金については、雇用の促進を図ることができた。	
	事業実施における課題	障がい者の雇用については、雇用主への理解や国・県・市等が行う制度の周知が十分でないことから、周知に努める必要がある。	
	事業を縮小・廃止したときの影響	障がい者の社会参加と雇用の促進などを図る事業であり、廃止をすれば障がい者の自立を支える機会が減少すると考えられる。	
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	障がい者の社会参加の機会を増やすため、引き続き同様の支援を行うとともに、障がい者の雇用については、企業へ障がいの理解促進を図るため、会議等で呼びかけていく。
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持
	判定理由	雇用者への理解や周知に努める必要があるものの、活用実績が上がっていることから、雇用の促進を図ることができているため現状維持と判断した。	
	27年度以降の改善案	就労の前に、就労体験を行う機会も少ないと考えられることから。ハローワークや就業・生活支援センターなどと連携を図り、機会の拡充を検討しながら事業を実施する。また、企業へ制度の周知、障がい理解の促進等を図ることに努める。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。